

## 学校感染症と出席停止期間【学校保健安全法施行規則第 18 条】(2023.5.8 施行)

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性角結膜炎、その他の感染症(ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎など)	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで

※新型コロナウイルス感染症の出席停止後 10 日間は、マスクの着用を推奨します。

- ①学校感染症と診断された場合は、上記の期間は出席停止となります。まずは、学校に電話連絡をしてください。(徳島文理中高の電話番号は、088-626-1225)
- ②「学校感染症罹患証明書」をホームページでダウンロードまたは、保健室に取りに来て、受診した病院で記入後、学校へ提出してください。